

三者会議の取組と開かれた学校づくり

北海道札幌平岸高等学校 全日制課程

1 平岸高校三者会議

「平岸高校三者会議（以下 三者会議）」は、本校で平成 18 年度に設立した新たな形式の会議である。いわゆる「参加型」という形式のこの会議は、教職員・保護者・生徒の三者が一堂に会し、互いに対等な立場で意見交換をしながら学校生活の向上を図るといふ新しいスタイルの会議で、長野県辰野高校の「三者協議会」を参考に設立したものである。

「三者会議」設立の準備に入った平成 16 年度は、札幌市立高校では「市立高校改革」とともに「開かれた学校づくり」を目指す新たな学校評価が進められていた時期であった。特に「学校評価」については、これまで閉ざされがちであった学校の情報を開放し、生徒や保護者、地域から信頼される学校づくりと、様々な課題に対応できる柔軟な学校体制の構築が求められていた。本校では、いわゆる「教職員以外からの学校評価」すなわち生徒や保護者等の意見・要望をいかにスムーズに集約し、実質的な学校改善に結び付けるかということを最大の課題と考えたが、その課題を解決する糸口として見出したのが「三者会議」という新たな取組であった。本校の三者会議の特徴をまとめると以下のようになる。

会議では、授業・行事・生徒指導など、学校運営や学校に関するあらゆることが議題と成り得る。

会議では、生徒・保護者も教職員と対等な立場として、学校に対し意見や要望を述べるができる。

問題点や課題が三者間で共有されるとともに、生徒・保護者からの要求に対しては、学校側から回答あるいは改善策が提示される。

つまり、「三者会議」は当時「新たな学校評価」に求められていた「学校からの情報の開放」「教職員以外からの学校への意見・要望の集約（学校評価）」「学校が果たすべき説明責任」「結果の公表」など、ほとんどの要素が会議の運営そのものに盛り込まれており、顔の見えないアンケートなどではなく、学校改善に向けた多角的な意見・要望が極めて有効に集約できるシステムといえるものである。また「三者会議」の有効性は「学校評価」との関連のみならず、会議が議論を重ねて成熟していくとともに、生徒をはじめとして三者それぞれに以下のような効果や成果が期待できることに最大の利点がある。

生徒達が認められ、学校の改善に主体的にかかわっていることを実感することで自主性や自律心が育つ。

生徒の自治力や問題解決能力が向上し、さらに地域社会への関心も高まる。

保護者にとっては会議を通して親としての責務を自覚し、学校との相互理解や協働を進める上で有効な手段となる。

三者がそれぞれ相手の立場を理解し、学校に対する義務と責任を自覚することで、学校が活気に溢れるとともに、学校に対する信頼も深まり、家庭・地域との連携も密になる。

ただし、参加型の会議という新たな取組が、学校の活性化や開かれた学校づくりにとって、目に見える成果となって表れるまでには、相応の時間がかかることも押さえておく必要がある。

2 三者会議の仕組みと運営

〔会議の運営〕

「学校評価検討委員会」内に「三者会議事務局（当面は教職員 3 名）」を設け、企画・運営にあたる。

将来的には三者がかかわるように発展する可能性も含むものとする。

〔会議で取り上げる議題〕

学校運営や行事、授業、生徒規則、施設設備等、学校にかかわる様々な議題を取り上げる。

〔参加者と意見の集約〕

会議の参加者は生徒会役員・PTA 役員・各分掌部長とするが、必要に応じ他者の参加を求める場合もある。

会議では、生徒・保護者も対等な立場として、学校に対し要望や意見を述べるができる。

会議にかかる議題や意見・要望は、三者が事前にそれぞれの組織内で集約したものであることを前提とする。

（生徒の意見集約は生徒会が中心となり、また保護者は PTA 等で意向をまとめるものとする。）

〔議事結果の取扱い〕

会議は三者の要望・意見を論議し集約するための機関とするが、決定機関ではないものとする。

最終的には学校が判断して決定するが、会議で合意を得た事項については十分に尊重され保証されるものとする。

三者それぞれから出された要求に対しては、要求された側が次回までに回答あるいは改善策を提示する。

〔会議結果の周知と公表〕

「三者会議」の内容は、開催後 1 週間をめぐりに「三者会議だより」を発行し、すべての生徒・保護者に周知する。

『平岸高等学校のより良い未来をめざす生徒・保護者・教職員の三者会議』要綱 （略称：平岸高校三者会議）

私たち北海道札幌平岸高等学校の生徒・保護者・教職員は、より良い学校づくりのために、三者が主体的に参加し協力していくことを合意し、その実現のためにこの要綱を定める。

- 第1章 名称 第1条 この会議の名称を「平岸高等学校のより良い未来をめざす生徒・保護者・教職員の三者会議」とする。
- 第2章 目的 第2条 この会議は、憲法・教育基本法・子どもの権利条約に即した北海道札幌平岸高等学校のより良い学校づくりをめざし、生徒・保護者・教職員の三者が定期的に話し合いをもつために設置するものとする。
- 第3章 組織 第3条 この会議は生徒・保護者・教職員の代表によって構成する。必要に応じて、代表者以外の生徒・保護者・教職員あるいは地域・学校評議員・同窓会・教育関係者の参加を求めることができる。また、会議は公開とし、代表者以外のオブザーバーも参加できるものとする。
- (1) 生徒の代表 9名(生徒会会長1名 生徒会副会長2名 学年代表各2名) (2) 保護者の代表 7名(PTA会長1名、副会長3名、学年委員長各1名)
- (3) 教職員の代表 7名(学校長、教頭、事務長、総務部長、教務部長、生徒指導部長) (4) 事務局 3名(教職員)
- 第4章 運営 第4条 会議の運営については、次のように定める。
- (1) 定例の会議は学期に1回開催する。その他、代表からの要請を受け、事務局が必要と判断した場合も開催することができる。会議は事務局担当者が召集し運営する。
- (2) 会議は生徒会、PTA、教職員のそれぞれの機関で協議してまとまったことについて要求・提案することができる。
- (3) 会議は学校運営上の決定権を持たないが、出された要求・提案について検討し、該当の各機関はその要求・提案に対して話し合いを持ち、回答・報告しなければならない。
- 第5章 協議事項 第5条 会議はより良い学校づくりのために、以下の事項について協議する。
- (1) 学校生活や規則に関すること。 (2) 学習や進路に関すること。 (3) 生徒会活動、部活動、HR活動、および行事に関すること。
- (4) 教育環境づくりに関すること。 (5) 地域との連携に関すること。 (6) その他、より良い学校づくりに関すること。
- 第6章 協議結果の扱い 第6条 会議で話し合われたことは、その都度、生徒会、PTA、職員会議に報告する。また、該当の各機関は必要に応じて議題として取り上げるものとする。
- 第7章 その他 第7条 会議は生徒、保護者の学校づくりへの参加を高めるように努める。
- 第8条 この要綱に定めるほか、会議の運営について必要な事項については、この会議において定める。
- 第8章 附則 この要綱は、2006年4月1日から施行する。

3 三者会議のこれまでの足跡

年度	回	開催日時	参加者	議題(テーマ)
18年度	第1回	平成18年6月16日(金)	生徒8名、保護者4名、教職員10名、傍聴13名(計35名)	・三者会議設立の主旨 ・テーマの設定について
	第2回	平成18年11月22日(水)	生徒9名、保護者6名、教職員11名、傍聴13名(計39名)	・5つの設定テーマについて 「進路情報・授業内容・校舎内施設 ・服装指導・不審者対策」
19年度	第1回	平成19年7月20日(金)	生徒9名、保護者5名、教職員13名、傍聴3名(計30名)	・「授業の充実・改善」 ・「服装指導」
	第2回	平成19年12月7日(金)	生徒9名、保護者3名、教職員15名、傍聴19名(計46名)	・「授業の充実・改善」 ・「服装指導」
20年度	第1回	平成20年7月4日(金)	生徒9名、保護者5名、教職員13名、傍聴3名(計30名)	・「授業の充実・改善」～「授業評価」 ・「服装指導」
	第2回	平成20年11月21日(金)	生徒27名、保護者4名、教職員17名、傍聴7名(計55名)	・「授業の充実・改善」 ～「授業評価」の実施結果と各学級の取組
21年度	第1回	平成21年6月12日(金)	生徒11名、保護者5名、教職員13名、傍聴16名(計45名)	・「授業の充実・改善」～「授業評価」 ・「携帯電話の取扱い」
	第2回	平成21年11月20日(金)	生徒27名、保護者5名、教職員17名、傍聴15名(計64名)	・「授業の充実・改善」 ～「授業評価」の実施結果と各学級の取組 ・「携帯電話の取扱い」検討結果審議
22年度	第1回	平成22年5月19日(水)	生徒27名、保護者5名、教職員14名、傍聴15名(計61名)	・「携帯電話の取扱い」 ～新たな規則を三者で合意

平成 18 年度 ~ 三者会議の立ち上げと議題(テーマ)の設定

2年間の準備期間を経て平成 18 年度に設立した第 1 回三者会議では、まずこの会議の主旨や取扱う議題(テーマ)および基本的な会議のルールなどについて、運営事務局から説明が中心となった。参加者は三者それぞれの代表となる立場の者とし、生徒側は生徒会会長・副会長および各学年委員長・副委員長、保護者側は PTA 会長・副会長および各学年委員長・副委員長、教職員側は各分掌部長および管理職が出席した。なお、会議の中では次回に向けて本校が今後改善すべき課題を集約し、第 2 回の会議はそのテーマについて議論することが確認された。

その後 10 月に全生徒・保護者・教職員にアンケートを取った結果、次の 5 つの項目が上位を占めた。

進路情報	授業内容	校舎内施設	服装指導	不審者対策
------	------	-------	------	-------

第 2 回三者会議では、上記 5 つのテーマについての議論が行われた。アンケートで最も要望の多かった「進路情報」は、進路に関する具体的な資料の必要性についての要望が出されたが、特に改善点までは焦点化せず、進路相談室の有効活用を確認して話題を終えた。

「授業内容」については、よりよい授業を作り上げるといふ教員・生徒相互の願いにもかかわらず、必ずしもそうはなっていない現状について、様々な意見が出された。一例として「授業のわかりにくい先生がいる」「質問がしづらく、後で別の先生に聞きに行くことがある」など普段生徒が感じている生の声が述べられたり、「生徒もちゃんと聞く姿勢がないのではないか」という意見が生徒自身から出されるなど、よりよい授業づくりのためにこの問題は今年度さらに検討が必要であるということ、共通の認識として確認した。

「校舎内施設」に関しては、アンケートには「第二体育館」の設立や窓の網戸設置についての要望があがったが、事務長から財政的に困難な点が多いこと、今後は生徒・保護者の要望とも擦り合わせ、できるだけ現状に即した要望を上げることは可能であることなどの説明があった。

「服装指導」に関しては、学校指定の「カーディガン」の着用期間についての延長や、着用禁止期間の撤廃を要求する意見が相次ぎ、保護者からも同様の意見が寄せられた。議論を通して、制服の補助と考えている教職員側と、ブレザー同様に制服そのものと考えている生徒・保護者側との捉え方の違いが明らかとなり、この議題は次年度に向けての継続検討することとなった。

「不審者対策」は、生命と安全を守る上で緊急性を要する問題であることについては参加者全員の意見が一致した。特に最近では休日に校舎内に不審者が侵入したり、登下校時に不審者から声をかけられる事例も増えていることから、身の危険を感じた時には大声で助けを求め、暗くなってからはできるだけまとまって帰るなど、基本的なことをしっかり守ることの重要性が確認された。

以上の議論の結果、次年度以降さらに発展させるべき内容を「授業改善」と「服装指導」に絞り、継続テーマとすることを確認した。

平成 19 年度 ~ 「授業内容(授業の充実と改善)」と「服装指導」(テーマの掘り下げと具体的取組み)

平成 19 年度は、上記 2 つのテーマについて 1 年をかけて議論が行われた。第 1 回の会議では、「授業改善」のテーマについて「今後どのような手立てで平岸高校の授業改善を推進していくか」ということを討議の柱として話し合いを進めたが、まとめとして事務局から「次回に向けて三者それぞれが授業改善の具体的な手立てについて検討し、意見を持ち寄る」という提案が出され了承された。

一方の「服装指導」では、生徒側と保護者側から「夏の登下校時のカーディガン着用」「ポロシャツ・カーディガンの季節制限の撤廃」に関する意見が出されたが、生徒側で実際どの程度の要望があるのかわからないということから、次回までに何らかの形で意思の集約をするということを確認してこの話題を終えた。

それを受けて、教師側は 11 月半ばに「授業改善」に係わるアンケート調査(教職員対象)を実施した。その結果、授業改善に対し教師側に必要なものとして「授業に対する生徒の要望・意見」を重要なものと考えていることがわかった。また、「学級としての授業の受け方・授業参加への雰囲気作り」など生徒自身の取組の必要性もあげられており、この 2 つは今後の具体的な取組につながるものとしてとらえることとした。

< アンケート結果から >

項目	最も多かった回答	2番目に多かった回答	3番目に多かった回答
教師側に必要なもの	教材研究の充実(73%)	授業公開や授業技術の向上(57%)	授業への生徒の意見・要望(51%)
生徒側に必要なもの	授業への積極的な参加(86%)	家庭学習の充実(68%)	学級としての取組み・雰囲気作り(46%)
授業評価の是非	どちらかといえば必要(41%)	必要である(38%)	どちらともいえない(19%)
授業評価の対象	個人と教科両方への評価(35%)	教科全体に対する評価(28%)	教科担任への個人評価(24%)

「授業評価」については、本校ではまだ実施してはしなかったが、ここにきて教職員の意識が「授業評価」に対して肯定的であることが分かり、前述の「生徒の要望・意見の必要性」と兼ね合わせても、何らかの形で「授業評価」の取組みに踏み出す段階にきていると判断された。また「授業評価」の対象については、「三者会議」の中で取扱う関係上、より現実的で効果的な方法を探っていく必要があると思われた。

一方、生徒会も全校生徒を対象に「授業改善」と「服装指導」に関するアンケートを行った。

質問項目	回答項目		
授業に対する要望があるか	はい(37%)	いいえ(63%)	
授業改善の意見を述べる場が欲しいか	はい(27%)	いいえ(73%)	
誰に向けての要望があるか	教師個人(35%)	各教科(35%)	教師と教科両方(30%)
制服に関する校則は厳しいと思うか	厳しい(33%)	適度(63%)	緩い(4%)
カーディガンの着用期間について	現状でよい(61%)	見直して欲しい(39%)	
ポロシャツの着用期間について	現状でよい(74%)	見直して欲しい(26%)	

生徒のアンケート結果は、予想に反してどの項目も半数以上が現状を肯定する回答となった。生徒学校生活の現状について大きな不満を持っていないことが明らかになった一方で、高いレベルを目指す意欲をどう引き出すべきかという課題もまた浮き彫りになってきた。

第2回の三者会議では三者の取組結果の発表・提示が中心となった。教職員側の提示内容は先のアンケート結果を受けた具体的なもので、取組みの目玉は次年度からの「授業評価の実施」であったが、同時に生徒側・保護者側の取組についても提示された。

<p>〔教職員側の取組み〕 教科担任各々が一層の教材研究の充実を図る。 授業充実のための研修・研究の機会を増やす。(検討事項) 授業への<u>生徒の要望・意見を取り入れる手だて</u>を検討する。</p> <p>具体的には 「授業評価」(教科全体に対する評価)を実施する。(次年度から実施の方向で検討)</p> <p>〔生徒側の取組み〕 授業に意欲的に臨むための学級としての取組や雰囲気づくりを検討・実施する。</p> <p>〔保護者側の取組み〕 学校と連携し、家庭学習充実のための働き掛けを強める。 「授業公開」等の機会に多く参加して頂き、授業に関する要望・意見を積極的に寄せて頂く。</p>

生徒側はアンケートの結果の提示のみ、保護者側は具体的な取組みには至らなかったが、議論の結果、教職員の提示内容は三者で合意されることになった。

一方の「服装指導」は、「カーディガンの着用期間」に絞られた議論となった。アンケートでは約6割が「現状肯定」だったが、参加生徒・保護者からは見直しを訴える意見が多く出され、生徒指導部長からの「生徒・保護者の要望・意見を受け、持ち帰って検討したい。」というまとめで次年度への持ち越しとなった。

平成20年度 ~ 「授業の充実・改善」と「授業評価」の実施

平成20年度の最大の取組は、本校初となる「授業評価」の実施である。教職員側では、前回の合意を受けて5月の職員会議で「授業評価」実施計画(骨子)が了承されており、第1回の三者会議ではその実施計画が提示され、三者間で合意を得ることとなった。

「授業評価」実施計画（骨子）

- (1) 目的：「授業評価」を通して、授業の充実・改善を図る。
- (2) 実施対象： 生徒による「授業評価」（対象は教科全体。教科担任個人の評価は行わない。）
生徒自身の授業に対する自己評価
- (3) 実施時期： 第2回定期考査終了後、前期終業式までの期間で実施する。 9月16日（月）～10月1日（水）
- (4) 具体的実施要領
上記の期間に、授業の最後（10分程度）を使い、マークシートにより「授業評価」を実施する。
各学年ごと1クラスに対し、1教科で1回の「授業評価」を行う。
〔対象教科〕
 - 1・3学年 - 国・地公・数・理・保体・芸・家・情・英・美
 - 2学年 - 国・地公・数・理・保体・芸・情・英・美
- (5) 集計・集約・教科での分析・検討： 10月6日（月）～11月20日（木）
- (6) 三者会議への対応： 教科代表が第2回「三者会議」〔11月21日（金）〕へ出席し、上記検討結果を発表・説明する。
質疑・意見交流を通して評価結果について共通理解し、以後の実践につなげる。

学級全体としての授業改善への取組

- (1) 目的：学級全体として授業に臨む姿勢を振り返り、改善すべき点などを話し合うことで、授業への雰囲気づくりと意欲を喚起し、授業の充実・改善につなげる。
- (2) 具体的実施要領：
「授業評価」実施後、以下の期間に学級内で授業の受け方について話し合いを行い、各学級の課題とそれに対する改善策等をまとめる。 10月6日（月）～11月17日（月）までのLHRで実施
- (3) 三者会議への対応：
各学級の委員長1名が第2回「三者会議」に出席し、上記検討結果を発表・説明する。
質疑・意見交流を通し、各学級の授業に参加する姿勢について共通理解し、以後の実践につなげる。

<実施計画の提示を受けた参加者からの意見>

- 〔保護者側〕 - 「平岸高校がとても大きなことをやろうとしていることに驚いている。生徒側もそのことをしっかり受け止めてほしい。よい授業につながることを期待したい。」「評価アンケートは実施後にどう改善に結び付けるかが重要である。生徒達にとっても大きなチャンスにしてほしい。」
- 〔生徒側〕 - 「我々にとっては受け方の問題だ。授業中に遊んでいる生徒もいるが、学校全体として話し合いをして考え直す機会になれば、授業の受け方も変わるのではないか。」「基本的な流れは予想していたが、生徒の方も話し合ってきたらよと思う。」
- 〔教職員側〕 - 「授業評価はその後のフィードバックが難しい。今までは授業は与えるものという認識が強かったが、生徒から刺激をもらい、ニーズに合わせる授業も大事なのではないか。」

懸案のカーディガンの着用期間については、教職員側で一度持ち帰って話し合った結果が提示された。教職員代表・生徒指導部からの提示は「カーディガンは防寒用の補助という押さえであり、夏場の着用は不必要である。気温や天候などを考慮し、現在でも着用期間をかなり弾力的に扱っているため、特に見直しはしない。」という内容であった。前回は生徒・保護者双方の代表から強い要望も出されたが、今回は「現状として特に不満はない。」「ある程度規則の中で生活することも大事なことである。」という感想・意見が大半を占め、教職員側の提示内容は最終的に三者間で合意に達し、約1年半に渡って議論してきた「服装指導」に関する話題は、これで一応の収束を見たことになった。

11月に行った第2回三者会議は、「授業評価」の結果をもとに議論が進められた。今回の参加者は、全クラスから代表1名、各教科代表が加わり、総勢55名という大人数で会議に望んだ。（授業評価結果は10ページに及ぶため掲載を省略）各教科の代表からは、次のような「授業評価」についてのコメントが発表された。



国語科 - 「表現力」を身につける授業に力を入れたい。予復習が少なく、今後は家庭学習のできる部分を検討する。
 地歴・公民科 - 学年進行で「分かり易い」という評価が増えているのは嬉しい。板書の改善、予復習のバランスを重視したい。
 数学科 - やや速く難しく授業を行うことが教科の狙い。予習より復習を重視している。2学年での板書の改善、教科の密な打合せは今後意識していきたい。
 理科 - 学年進行で「授業・板書の分かり易さ」の評価が増えている。学年内同一科目履修は1年のみ、教科の打合せを密にしたい。
 保健体育科 - 保健と体育両方でアンケートに答えにくい面もあった。タイムリーな題材で興味の持てる授業展開を心がけたい。
 芸術科 - 情操に関わる教科として興味など工夫が必要なところは改善していきたい。今後も教科内で分析を続ける。
 家庭科 - 1年生については興味関心を高める工夫を続けたい。3年選択への参加状況は皆とても意欲的である。
 情報科 - これまでも独自のアンケートで授業改善を行ってきた。丁寧だがあえて分かりにくい授業にしており、考えることを重視している。
 英語科 - 単調でなく興味が湧くような展開を心掛けている。「宿題が丁度よい」とは実際は少ないということが、今後増やしたい。
 DA美術科 - 教科の狙い通り生徒が受取っているのが分かる。専門科目が少ないが、よりよいものを目指したい。

一方の生徒側からは、クラスで話し合った授業の受け方の反省点や改善点などが発表された。発表は時間の都合で8クラスによる代表発表で行われ、他のクラスは一覧表にまとめた紙上発表とした。

保護者からは「話し合うことで何かが変わる。このような取組みが大事である。」「回を重ねるごとに内容が深まっている。先生方と生徒が同じ場で話すことが大切だ。」という意見もいただき、取組の意義を共通のものとした。

今後はこれらの資料や結果をどう活かし、どのように改善に結びつけていくかが課題となるが、テーマとして最も長く議論されてきた「授業改善」について、三者間で共通の視点で取組を進められたことは、今年度の大きな成果であった。

平成21年度 ～「授業の充実・改善」・「授業評価」と「携帯電話の取り扱い」

「授業評価」が2年目となる平成21年度は、生徒側、教職員側それぞれで実施したアンケートをもとに、「授業評価」の検証から議論がスタートした。

《生徒側の授業評価アンケート抜粋（平成21年3月実施）》

実施後の毎日の授業の変化	とても良くなった(11%)	少し良くなった(13%)	変わらない(40%)	やや悪くなった(6%)	悪くなった(7%)	わからない(23%)
学級の授業の受け方の変化	とても良くなった(16%)	少し良くなった(18%)	変わらない(41%)	やや悪くなった(4%)	悪くなった(2%)	わからない(19%)
生徒個人の授業への取組み	とても意欲的に取組んでいる(10%)	以前よりは意欲的に取組んでいる(18%)	特に変わらない(41%)	意欲が薄れやや悪くなった(7%)		
	全く意欲がなくなり悪くなった(5%)	わからない(17%)				

《教職員側の授業評価アンケート抜粋（平成21年5月実施）》

実施後の教職員側の成果や変化	
実施結果や検討結果をもとに、より良い授業を目指し工夫・改善した。(53.3%)	
結果は参考にしたが授業改善については特に意識しなかった。(23.3%)	
結果は参考にしなかったがより良い授業を目指し工夫・改善した。(16.7%)	
実施後の生徒側の成果や変化	
授業の受け方(準備・意欲・態度等)に大きな改善が見られた。(0%)	授業の受け方にやや改善が見られた。(23.3%)

アンケートでは、生徒側・教職員側とも「授業評価の実施後に大きな変化は見られない」という割合が最も多かったが、「とても良くなった・少し良くなった」という項目の数値は、実は授業評価を実施した成果として判断できるのではないかという意見も多く、結果を検証しながら実施することの重要さなどが確認された。改善を求める意見としては、「複数科目で評価が分かれた場合、教科全体に対する評価では判断しにくい」あるいは「教科担任個人の評価にした方が良い」などという意見が生徒・保護者・教職員のいずれからも出されたが、今年度は基本的に昨年と同様の要領で実施をし、次年度に向けて課題を検討するという事で合意された。

また、平成21年度は「携帯電話」に関する議題が新たに加わることとなった。小中学校では、携帯電話にまつわる犯罪やトラブルの急増に伴い、有害サイトやネットでのいじめなどから子どもを守るという観点から、平成21年度より学校への持込みが禁止となっていたが、本校では「授業中は使用厳禁」ではあったものの、取扱いの具体的な約束事はまだ明記さ

れたものはなかった。(考査時については電源 OFF ・鞆へ収納という決まりがある)

一方、教職員内で行ったアンケートでは「授業中も含め学校内での取扱いの現状には問題がある」とする回答が 97% に上り、「携帯電話の使用に対して一定の条件を設けた方がよい」とする意見が大勢を占めた。そこで新たな取り決めを作成するにあたり、通常のように教職員で決めたことを生徒へ下ろすのではなく、「三者会議」の議題として学校全体で議論し、生徒にも積極的に意見反映をしてもらおうということになったのである。

議論の方向としては、携帯電話を取巻く危険性も認識した上で、まずは授業に集中する環境づくりという観点から、授業中の取扱いに焦点を絞った話し合いが進められた。

会議では、はじめに携帯電話についての問題点と今後の対応の必要性が共通認識された。意見交流では、「居場所が分かり安心できる。(保護者) 」という意見はあったものの、全体としては「平岸でも今後の対応が必要である」ということが共通見解となり、次回までに三者それぞれで対応策を検討してくるということが確認された。

第 2 回「三者会議」は、総勢 60 名以上とこれまでで一番多いものとなった。全クラスからの代表 1 名と教科代表の参加は昨年と同様だが、今回は特に傍聴者の幅が広く、道外の大学教授等の御参加もいただいた。

「授業の充実・改善」に関わる「授業評価」および「生徒側の取組み」については、基本的に昨年と同様に、授業評価結果を受けての教科代表からのコメント、クラス討議の発表、話し合いの流れで進められた。(ほぼ昨年と同様のため詳細は省略)

これに関する質疑応答では、生徒側から「授業中の先生の無駄話が多い」など厳しい指摘が出され、該当教科が返答する場面もあった。また、今回も「教科単位」で行っている授業評価を「教科担任個人の評価にしてほしい」という要望が出された。これについては教職員内にも「教科によっては科目に差があり、ひとまとめにした教科全体の評価では生徒も判断しにくく、正しい評価が得られないのではないか」という同様の意見もある。しかし、本校で 2 年間実施した「授業評価」は、あくまでも「三者会議」の中の「授業改善」の一環として実施しているため、もし個人評価にした場合、これまでのようにその結果を公表し、三者会議の中で取り上げることは困難になってくる。その理由は 1 つには会議という性格上、個人に関することは取り扱わないということと、2 つ目は公表するメリットとともに一方のリスクについても慎重な判断が必要になるからである。ただし、今後も「授業評価」を継続していく場合、データがより有効活用できるよう検討していくことは重要なことでもあるため、次年度に向けて評価対象の範囲については検討する必要があると考えられる。

「携帯電話」については、生徒会が中心となって行ったアンケートにより、興味深い結果が提示された。それによると本校生徒の携帯電話所持率は 97% と非常に高く、8 割以上の生徒が休み時間に使用していると回答している一方で、授業中に使ったことがある生徒は 9.8% もおり、そのうちの半数が「駄目だとは思うけれど使ってしまう」「教科や授業の先生による」などと考えている実態が明らかとなった。さらに学校に対する要望として「マナーを守るので持込禁止にはしないでほしい」という意見が 87% に上ったが、そのための改善の手立てとしては「一人ひとりの意識改善」というやや漠然とした内容に留まるものだった。それに対し、教職員側からは「授業中は携帯電話の電源を切り、鞆にしまう」という具体的な内容が提示され議論となったが、最終的な合意には至らずこの問題は継続審議となった。

平成 22 年度 ~ 携帯電話問題の決着と議論の成果

今年度(平成 22 年度)第 1 回の「三者会議」は 5 月 19 日(水)に開催された。会議では昨年の教職員側からの提案に対し、生徒側がどのような見解で臨んでくるかに注目が集まった。生徒側の話し合いは、1 年生も交えた新たな体制の中で、生徒会が中心となって以下の日程で急ピッチに進められてきた。

- ・ 4 月 22 日(木)代議員総会 - 生徒会から各学級へ経緯を説明、生徒側の具体的な取組みについて学級での審議を要請
- ・ 4 月 26 日(月) LHR - 全学級での学級審議 審議結果を生徒会へ提出
- ・ 5 月 13 日(木)代議員総会 - 集約結果から、三者会議へ提示する生徒側の取組み内容を提示 了承される

上記の取組の結果、生徒側の総意としてまとめた内容は、以下の通りであった。

携帯電話は授業中は必ず鞆に入れる。電源は基本的に OFF とするが、不都合がある時はサイレントモードやドライブモードなどにして、必ず音や振動が鳴らないようにする。

この内容は「授業中は必ず鞆の中に入れる」という点では教職員側の提案を了承した形だが、「場合によって電源を切らないこともよしとする」という点で生徒側の要望が付け加えられたいわゆる修正提案である。この案の中で生徒側の主張としては、「電源を切らなければマナーモードでも振動音は鳴るだろう」という教職員側の懸念に対して、「電源を切らなくても全

く音も振動も鳴らない状態」にすることで対応できるというのが大きなアピールポイントになっていた。生徒側としては、この問題を教職員に一任することで「学校への持ち込み禁止」という最悪の成行きだけは避けたいという思いと、電源をOFFにしなくても諸問題をクリアできることを強調することが大きな目的であった。

約1時間に渡る議論の末、最終的には生徒側の要望が受け入れられ、「修正提案について三者間で合意」という結論に達することになった。これで2年越しとなる携帯電話の話題に一応の区切りがついたことになったが、今後はこの合意に基づいて具体的な実践が求められることになる。なお、今後の取組については以下のことが確認された。

- (1)「携帯電話」について、生徒・保護者・教職員が共通理解し、約束事(規則)を協力して作り上げたことは大きな成果であること。
- (2)特に生徒側は生徒の総意による要望が通ったことに伴ない、合意された事項について責任を持って取組まなければならないこと。そのためには生徒会が中心となって全校生徒へ周知するとともに、合意事項が浸透・徹底するよう具体的な取組みを行う必要があること。(広報・キャンペーン・放送・ポスター・呼びかけ・取組強化月間 等々)
- (3)次回(11月)に向けては、三者それぞれがアンケート等で半年の取組みについての実態調査・意識調査等を行い、改善状況を検証すること。

4 今後の三者会議への期待

「三者会議」は今年で5年目を迎えるが、昨年来の携帯電話の議論の積上げには大きな意義があるといえる。三者それぞれの意見集約の手続きや段取り、主張を通すための生徒側の努力、最終的に生徒側の要望が通り合意されたこと、さらに今後の取組への期待感など、「三者会議」の設立時に想定した理想形にまた一步近づいたことは、5年間の中でも最大の成果と捉えることができる。もちろん、これまでの「服装指導」に関する議論、「授業改善」の手段として「授業評価」に踏み出したことなど、「三者会議」があったからこそ可能になったものも多いが、携帯電話についてはより生徒に身近なテーマということで、気持ちのこもった議論になったのではないかと思われる。

「三者会議」は、最終的には学校生活の主体である生徒の自主性や意欲が向上し、学校の活性化につながってこそ意味がある。そのためには会議を一つのきっかけとして、生徒自らが主体者であるという意識を持ち、自分たちの働き掛けで学校も変わって行くのだという思いを強くすることが大事である。とりわけ生徒にとっては、無理やり動かされ参加させられているという意識を払拭し、生徒自身の意思で問題意識をもつことが重要である。生徒の中心となる組織は生徒会であることは言うに及ばないが、一部の生徒の局所的な取組にとどまらず、全校生徒にどのように波及させていくかについては、これからも大きな期待をもちつつ取り組んでいかなければならない課題である。

5 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関わり

平成20年度に入ってから、札幌市が採択した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関わりで、本校の「三者会議」が注目されることが多くなってきた。それは、「三者会議」の取組みが上記権利条例の「参加する権利」「意見を表明する権利」(第11条)「保護者の役割」(第12条)「情報の提供と開かれた施設づくり」(第15条)等の項目に関連が大きいと考えられるからであろう。もともと三者会議自体は権利条例との関わりを全く意識せずに、というより権利条例の採択以前に設立されたものだが、三者会議が生徒の学校への発言の場を保障し、自主性や自立性の伸長を後押しすることを目的としていることから、とりわけ「意見表明権」との関わりが強く、その理念にも極めて近いということは言えるかもしれない。参加型の会議を主軸にした学校づくりは、特に「意見表明権」については、意見を表明する場を保障するのみならず、その意見や要望をどのような手立てで反映させれば、自分たちを取巻く環境の改善につながるかということについて、一つの方向性を示すものである。

一方、保護者にとっても、会議に直接参加するもしくは広報等で間接的に情報を得ることなどで、自分の子どもと同世代の子ども達の考え方や意見を知ることができ、また会議に参加した場合は、その場で学校への意見反映ができることで関心も高まり、各家庭内での子どもへのかかわり方もより望ましいものになるという効果が期待できる。

当初上記条例とは無関係に設立した三者会議ではあるが、今後は条例との関連も意識し、生徒・保護者および地域の住民に対しても意見や協力を求め、開かれた学校づくりに向けて役立てていきたいと考えている。

(文責 平岸高等学校 三者会議事務局 高見真也)